

第1回 世田谷区本庁舎等設計者審査委員会
会議録

世田谷区

第1回 世田谷区本庁舎等設計者審査委員会 会議録

■開催日時：平成29年1月16日（月）10時00分～12時10分

■開催場所：世田谷区役所第2庁舎5階区議会第5委員会室

■出席委員：7名（50音順）

青山侑委員、岩村和夫委員、勝又英明委員、出口敦委員、深尾精一委員、
蓑茂壽太郎委員、目黒公郎委員

■欠席委員：なし

■保坂区長

■事務局

板垣副区長、岡田総務部長、松村施設営繕担当部長、秋山庁舎計画担当課長、
窪松公共施設マネジメント推進課長、青木施設営繕第二課長、他9名

■公開・非公開の別：非公開

■議事次第

1. 開会
2. 区長挨拶
3. 審査委員委嘱
4. 委員及び区側出席者紹介
5. 委員長及び副委員長選出
6. 議事
 - (1) 審査委員会の情報公開について
 - (2) 世田谷区本庁舎等の現状とこれまでの取組みについて
 - (3) 設計者選定について
 - 1) 設計者選定プロセスについて
 - 2) 設計者選定スケジュールについて
 - 3) プロポーザル説明書（実施要領）について
 - 4) 参加資格について
 - 5) 提案を求めるテーマについて
 - 6) 評価基準策定の進め方について
7. 閉会

発言者	発言内容
事務局	<p>おはようございます。ただ今より第1回世田谷区本庁舎等設計者審査委員会を開催致します。皆様におかれましてはお忙しい中お時間を頂戴し、誠にありがとうございます。</p> <p>私は世田谷区総務部長の岡田と申します。委員長が選出されるまで、私が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願ひ致します。失礼して座らせていただきます。</p> <p>本委員会の委員は7名で構成されており、本日は全員にご出席をいただいております。まず、資料の確認をさせていただきます。資料1～10までございますのでご確認いただき、足りないようであればお教え下さい。</p> <p>それでは次第に沿いまして進行を進めさせていただきます。概ね2時間予定しております。はじめに、世田谷区長の保坂展人より委員の皆様にご挨拶を申し上げます。</p>
保坂区長	<p>おはようございます。世田谷区長の保坂展人です。本日は1月のお忙しい時期にお集まりいただき誠にありがとうございます。本庁舎等設計者審査委員会ということで委員をお引き受けいただき、私の方からも深く感謝致します。</p> <p>世田谷区におきましては既にご案内と思いますが相当長い期間庁舎についてどう整備するかという議論を重ねて参りました。途中リーマンショックがありまして議論が中断した時期もございましたが、ここ数年様々なアドバイザーの方々のお話を聞いたり、区としての概念案のようなものを作成したり、昨年に入ってから専門家の皆様と、区の最近のやり方で、無作為抽出名簿で、新しい庁舎をどうするかという検討会の中に、専門家プラス区民の中で自ら手を挙げる方の枠と抽選でクジが当たった形でお呼び掛けするという2類型にわけて、無作為抽出の方が1,000人程度の方に送ったところ大変多くの方、約120の方がやりたいということで、その方たちも急遽枠を増やして8名、公募型でやりたいという方の枠を5名、計13人プラス専門家の方といった形で4月から夏にかけて議論をいただきました。その議論の内容を元に基本構想が策定されているわけでございます。ここにはあえてデッサンや概念図といったものは書いてございません。コンセプト、柱立てをしっかりとどの様な需要に応えるのか、また課題をクリアしていけるのかどうかということについて書き込んであるかと思ひます。</p> <p>そういったことで今回このコンセプトを見ながら設計者の方には自由自に優れた作品、案を提出していただくことになるかと思ひますが、その呼びかけ方、基準、あるいは幅広く、またそれでもしっかりとした段取りで進んでいけるような、それぞれのご専門に立ったご意見をいただきながら今日スタートということで大変期待をしているところでございます。今日は大変ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。</p>
事務局	<p>次に委員の方への委嘱状でございますけれども、皆様方の机の上に置かせていただいております。よろしくお願ひ致します。また委員の皆様をこれからご紹介させていただきます。お手元の資料1にございます審査委員会の名簿の順でご紹介させていただきます。お名前を読み上げさせていただきますので、恐れ入りますがお一人30秒程度で自己紹介をお願いしたいと思います。それではまず行政関係で青山佾委員です。</p>

青山委員	青山でございます。私はこの世田谷区の庁舎建設についてこれまでいくつかのプロセスにおいて関わらせていただき意見を申し述べさせていただいております。基本構想の策定には参加しておりませんでした。問題点が多少残されているということだと思いますので、ぜひ参加させていただき良い庁舎が出来ていく方向でご協力できればと思っております。どうぞよろしくお願い致します。
事務局	岩村和夫委員です。
岩村委員	岩村でございます。私は日本建築家協会に所属しております。そこで公募型プロポーザルについては随分議論を重ねて参りました。日本におけるプロポーザルの問題点はよく指摘されておりますけど、今回非常に注目度の高い世田谷区役所の整備については日本でも代表的なプロポーザルとなるような仕組みができれば良いと考えており、そのお手伝いができればと思っております。よろしくお願い致します。
事務局	勝又英明委員です。
勝又委員	勝又です。よろしくお願い致します。世田谷区在住在勤で、地元の大学を出まして公共ホールの研究をずっとしております。地元の大学、地元に住んでいて地元の公共ホール整備のプロジェクトに今回声を掛けていただいて大変光栄に思っております。主に公共ホールのプロポーザル、コンペの審査や仕組み作りに参画することが多いです。良いホール、良い区庁舎ができますように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。
事務局	出口敦委員です。
出口委員	出口です。どうぞよろしくお願い致します。私は東京大学に在籍して専門は都市計画、都市設計を専門にしております。庁舎の整備事業に関してはこれまでほとんど関わったことはありませんが、世田谷区では下北沢駅を中心とした小田急線の上部利用の関係の街づくりアドバイザーを務めさせていただいておりますのでそういった関係で今回お声掛けいただいたのだと思います。住まいは渋谷区ですが、世田谷区は隣接していて、家族で散歩や買い物に来ておまして、子どもの頃から慣れ親しんだ地域でございますのでぜひお役に立てればと思います。よろしくお願い致します。
事務局	深尾精一委員です。
深尾委員	深尾でございます。4年前まで東京都立大学首都大学東京で三十数年建築の研究教育に携わっておりました。本来の専門は建築の細かいところの作り方ですが、最近はだんだん建築のなんでも屋になっておりますので、ここに呼ばれたのかなと思っております。私は杉並区民ですが結婚するまで戸籍が世田谷区でした。これも何かの縁かと思っておりますので、よろしくお願い致します。
事務局	蓑茂壽太郎委員です。
蓑茂委員	蓑茂です。今はこういう肩書きになっておりますが、十数年前までは世田谷東京農大にずっと勤めておりました。その頃は区の都市計画審議会だとか風景デザインの立ち上げだとかで関わらせていただきました。この敷地は昔から大変興味ある場所だったので、その再デザインをどうするか大変興味深く思っております。少しでもお力になれるように思っておりますので、よろしくお願い致します。
事務局	目黒公郎委員です。
目黒委員	東大の目黒です。所属部局名が記載されておませんが、それは現在2つの部局

	<p>に所属しているからです。一週間のうち3~4割の時間は本郷の情報学環というところに、残りは駒場の生産技術研究所というところにおります。両方書くと長いものですから、このような記載になっております。専門は地震防災です。現在いくつかの市庁舎、区役所建替えに携わらせていただいておりますが、今、地震防災の観点から大きな問題となっているのは、庁舎が高い受援力を持っているかどうかという点です。従来は、自分たちだけでの災害対策や対応を前提に、庁舎の機能を議論してきたわけですが、これだけでは不十分であることが指摘されています。熊本地震でもこれが大きな問題となりました。熊本地震対応では、政府は被災地からの支援要請を待たずに、被災地に資器材や食料、人材を派遣しました。いわゆる「プッシュ型支援」です。プッシュ型かプル型は別にしても、大規模被災になると被災自治体の職員のみによる対応では全く不十分なので、外部から大勢の支援者を迎え入れなくてはなりません、その人たちが効率的に活動してもらうための空間設計や仕組みがなかったことが非常に大きな問題になったのです。高い確率で大震災が想定されている環境下での庁舎は、外部支援者が効率的に業務を実施できる空間やロジスティックをふくめた仕組みを持つ必要がありますし、それらを平時にどのように有効活用するかが重要です。これらの点について、ご意見させていただければと思います。よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>委員のみなさまどうぞよろしくお願い致します。 続きまして本日出席しております区職員の紹介ですが、お手元にあります座席表の通り板垣副区長を筆頭に私ども事務局として担当させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。それでは次第の5ですが、委員長・副委員長の選出に移らせていただきます。お手元の資料2「世田谷区本庁舎等設計者審査委員会設置要綱」第5条に「委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。」と規定されております。ご推薦の方がいらっしゃればお願いしたいのですが、委員のほとんどの方が本日初顔合わせだと思いますので、よろしければ事務局の方から委員長の推薦をさせていただければと考えておりますがいかがでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは委員長につきましては深尾委員にお願いしたいと考えております。深尾委員にお願いするという事でよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは深尾委員長、委員長席にお移りください。それでは深尾委員長からご挨拶をお願いします。</p>
深尾委員長	<p>それでは互選で選ばれたということですので委員長を務めさせていただきます。先程区長からのご挨拶にありました通り、この区役所の整備、長年の世田谷区の悲願であるとともに区民の皆様の関心も非常に高いプロジェクトだと思います。それから建築界からもかなり注目されていて、こういう選び方というのが今後のモデルになるくらいの気持ちで職にあたりたいと思いますので、委員の皆様ぜひご協力をお願い致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは次に、副委員長の選定ですが委員長からご推薦をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
深尾委員長	<p>副委員長も互選ということですが、私としては今までの経緯もご存知の青山委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

全委員	異議なし。
事務局	ありがとうございます。それでは副委員長は青山委員にお願いしたいと思えます。副委員長席にご移動をお願いします。では副委員長からも一言ご挨拶をお願いします。
青山副委員長	委員長をお支えして、この委員会が円滑に運営されて、良い結論が出ていくように協力させていただきます。よろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございます。それでは今後の議事につきましては委員長にお願いしたいと思えます。よろしくお願い致します。
委員長	はい。それではお手元の次第に従いまして議事を進めて参りたいと思えます。まず議事の(1)審査委員会の情報公開について、事務局からご説明をお願いします。
事務局	<p>それでは事務局より説明いたします。お時間の関係もございますので、ポイントのみ簡単にご説明させていただきます。まず資料2「世田谷区本庁舎等設計者審査委員会設置要綱」をご覧ください。本委員会は、プロポーザル方式によって選定するにあたり、所掌事項として、第2条において、審査方法、評価基準、その他必要な事項について検討・審議し、プロポーザルに参加した事業者及びその提案内容等を審査し、その結果を区長に報告するものとしております。</p> <p>次に第6条ですが、第5号で、委員会は、中立かつ公正な審査・評価を行なうため、原則非公開としております。ただし、委員会が認めた場合は、この限りではございません。また、第6号で委員会の資料及び会議録は、委員会が定める方法により公開することとしております。各委員の守秘義務等につきましては、第7条のとおりでございます。</p> <p>次に、資料3「世田谷区本庁舎等設計者審査委員会の情報公開について(案)」をご覧ください。先ほどご説明した第6条第6号に関する委員会としての定めについて、定めたものでございます。</p> <p>1は、先ほど説明しました要綱の内容となっております。</p> <p>次に2ですが、本庁舎等の整備については区民にとりまして大変関心のあることでもございます。審査委員会として公正・中立に審査を行うため、傍聴はできないこととする一方で、委員会における率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれない範囲、時期において、委員会での資料等につきましてはできるだけ順次公開していくものと考えております。</p> <p>3資料の取扱いについてです。各回の委員会終了後、議事の要旨とその時点で公正なプロポーザルの実施に支障がない資料につきまして、委員会に諮った後、議事の要旨とともに区ホームページにて公開いたします。また、事業者選定後は、原則審査委員会のすべての資料を公開するものです。</p> <p>4会議録等についてです。各回の審査委員会では、会議録と議事の要旨を終了後に作成します。議事の要旨は、各委員のご確認後、公開できる資料とともに区ホームページにて公開いたします。また、議事の経過等を記載した会議録につきましては、4の(2)に記載のとおり作成し、当委員会の出席委員に対して、確認をさせていただきます、会議録を確定いたします。確定した会議録については、事業者選定後に、区ホームページなどで公開させていただきます。以上でございます。</p>
委員長	はい、ありがとうございました。ただ今の事務局の説明でご質問・ご意見はおありでしょうか。

委員	資料3-1(2)について、口頭ではできるだけ公開するとおっしゃいましたが、資料には「できるだけ」という文言は書いてありませんね。できるだけという意味について教えてください。
事務局	先程口頭でできるだけと致したのは、資料3-3「資料の取扱いについて」でございます。このままでいきますと「委員会会議録は委員会が定める方法により公開する。」としておりますので、先程本庁舎等の整備を取り巻く状況も含めまして、資料3-3「資料の取扱いについて」というところでなるべく公開をしていく方向で考えていきたいという意味合いでできるだけという言葉を使わせていただきました。以上です。
委員長	よろしいでしょうか。私からも、最後の行に議事の要旨は各審査委員会終了後に公開するとありますが、終了後に「速やか」に公開するという意味ですね。そうでないと本議事録と同じことになってしまいますので。
事務局	そうです。
委員長	他にいかがでしょうか。
委員	会議録の具体的な作り方を教えていただけますか。
事務局	会議録は2種類ございます。会議録の方はほぼ速記録と同じ形でございます。各委員のご発言も含め作成してまいります。資料3-4(2)に記載がございますが、会議の名称、開催日時、開催場所、会議次第、議事の経過、その他必要な事項を記載しますが、ただし委員の氏名及びプロポーザル参加事業者の名称は記載しません。委員長、委員、A者などの表記とします。これが会議録です。
委員	テープ起こしですか。
事務局	近い形となります。その後、各委員のご発言もありますので、各委員に内容のご確認をいただいて会議録として確定と致します。事業者選定後、順調にいけば9月頃になるかと思いますが、その後に公開するというものでございます。
委員長	よろしいでしょうか。ご本人の確認はぜひともいただきたいと思ひますし、確認の段階では発言の委員名は書かれたままで、公表の際に伏せて出すと。プロセスとしては毎回それをわりにすぐやっていただけるのか、9月公表の直前になってどさっと、我々のところに来るのか。
事務局	毎回でございます。
委員長	ただ期限としてはゆったりと、送られてはくるけれどもお時間のあるときにご確認いただくということでよろしいでしょうか。
事務局	はい。
委員長	他に何かございますか。なければ資料3(案)となっておりますが、事務局としてはこの方針で情報公開するというところでよろしいでしょうか。
全委員	よろしいです。
委員長	はい、ありがとうございます。続いて議事(2)世田谷区本庁舎等の現状とこれまでの取組みについてご説明をお願いします。
事務局	資料4に基づきまして、世田谷区本庁舎等の現状とこれまでの取組みについてご説明させていただきます。字が小さくて申し訳ございません。2ページをご覧ください。これまでの検討経過を年表として示しています。経過をご説明する前に世田谷区の現況についてご説明申し上げます。世田谷区の人口ですが平成29年1月1日現在、89万2千人ということで89万人を超える人口を有する基礎自治体でございます。現在の第一庁舎が建設されたのが昭和35年でございまして、当

時の人口は 61 万人、常勤職員数が当時約 1,200 人でございました。現在人口 89 万人に対しまして常勤職員だけで 5,000 人を超える職員がおります。

この間社会保障制度の拡充、また地方分権の進展ということで歩みを進めて参りました。特に 23 区の場合、区長公選になりましたのが昭和 49 年でございます。東京都が従来所管していた福祉事務所や保健所の移管、平成 12 年には清掃事業の移管といったことで自治権の拡充を進めてきたということです。区の仕事が質・量ともに拡大する中で、本庁舎が周辺に分庁舎等を確保しながら区政を支えてきたという経緯がございます。

こうした中で、規模の面、機能の面で本庁舎の課題が大きくなったということで、この整備というものが課題となってきたという経過がございます。この年表にあります通り、平成 16 年に調査研究のスタートがありまして、だいぶ長いことかかっております。平成 20 年には審議会を設置しまして、21 年に本庁舎の整備審議会からの答申を受けております。しかしながら平成 20 年から始まったリーマンショックを契機に検討の中断時期がありまして、平成 23 年に保坂区長が誕生したわけですが、東日本大震災も受けまして、まずは災害対策本部機能の強化ということで平成 24 年に本部機能の強化工事をしてございます。本部を第一庁舎から耐震性に優れている第三庁舎に移しまして、非常用発電機等の整備をしたところです。

それから平成 25 年に、本庁舎整備の庁内検討を再開しました。有識者アドバイザー会議、区民ワークショップというものを経まして、本庁舎等整備方針を策定しています。平成 26 年にはシンポジウム、報告会を受けまして本庁舎等整備基本構想の中間まとめを整理してございます。平成 28 年には基本構想素案の検討状況ということで議会報告をしてございます。先ほど区長からも少し話がありましたけれども、保存改修の可能性を含めた 3 案を配置パターンということでお示しをしたところです。これに対しまして区議会においては災害対策機能や事業費、工期を優先すべきという議論がありまして、こうした様々な議論を受けまして区民参加の検討委員会を設置して、これまで出された論点について議論していただこうと平成 28 年 4 月から 7 月にかけて基本構想検討委員会ということで、区民の皆さんの参加もいただいた上で検討を進めて参りました。8 月にはこの検討委員会の報告書をいただきまして、それを受けた形で基本構想の素案を決定しています。その後 11 月に案、12 月に基本構想ということでこの間、パブリックコメントと区民意見を広く募集致しまして多くの議論をいただきました。現時点で基本構想の内容については議会とも概ね理解を共有していると私どもは理解しています。

一方で同じ 12 月には日本建築家協会から前川國男設計の継承に配慮した計画業務等に関する要望というものもいただいているところでございます。

次に、めくっていただきましてページ 3「現敷地の配置等」についてご説明させていただきます。東側と西側に真ん中に区道を挟みまして分かれておりますが、東側敷地の南にあります区民会館が昭和 34 年、その北側にあります第一庁舎が昭和 35 年、西側敷地の南にあります第二庁舎が昭和 44 年、その北にあります第三庁舎が平成 4 年、その北にプレハブとありますが、これが平成 9 年、その上に L 字形のようなものがありますが、これが先ほど申し上げました非常用災害対策設備でございます。こういったことの整備をしてきたということでございます。

それから4ページ以降でございますけれども、本庁舎関連施設の配置ということで記載をしています。

5ページには本庁舎等の位置づけということで、世田谷区の地域行政制度についてご説明を加えさせていただきたいと思っております。

世田谷区では平成3年度以降、地域行政を推進するということで進めて参りました。都市としての一体性を保ちながら住民自治を進めるため、区内に5つの行政拠点を設置して、地域の実態に即したまちづくり、区政への区民参加、住民自治の確立を目指すという理念に基づきまして体制整備を進めてきたところでございます。この絵にあります<地区>まちづくりセンターで身近なまちづくり活動、困り事や福祉の相談を受け付ける。真ん中にあります<地域>総合支所5箇所では福祉防災対策と区民に身近なサービスを提供する。一番下にあります本庁舎は、地域地区を支えながら全区的な事務、専門性の高い事務、集中化のメリットがある事務を執行するという位置づけしております。またこの本庁舎の中に世田谷地域の総合支所を内包しております。その下6ページですけれども、各庁舎等の施設概要ということで資料が載っております。先ほど申し上げましたけれども、第一庁舎が竣工した昭和35年、人口61万人、職員1200人という体制でしたが、平成28年度は人口89万、職員数5,000人ということで人口増、自治権の拡充、社会保障制度の拡充と言う中で行政規模を拡充して参りました。結果、記載の14施設で本庁機能を担っております。これらをできるだけ集約、また一部集約して5,300㎡規模の本庁舎機能を整備したいというのが今回の基本構想にある整備の目標でございます。規模の考え方につきましては基本構想の冊子31ページに記載がございますので後ほどご確認いただければと思います。

それから8ページから11ページにかけて、本庁舎の敷地条件ということで整理してございます。8ページでは敷地が中央の区道で東西に分かれていること、それから10ページでは東側の都市計画道路の線が既存の第一庁舎にかかってしまっている点、それから11ページでは日影の関係上、既存不適格部分があるということで北側の国士舘大学の側に既存不適格部分がある、それと第三庁舎側にほんの一部分に既存不適格部分があるということをご整理させていただいております。

それから12ページでは現庁舎の設計意図と特徴ということで記載させていただいております。

先ほど、お話が出ておりますけれども、区民会館と第一庁舎、32年に実施されたコンペで前川建築設計事務所が設計者として選定されました。その後この本庁舎と区民会館、中庭が区民に50年以上に渡って親しまれてきたことが記載されております。

それから14ページ以降、今回の本庁舎の整備の必要性ということでまず1点目に災害対策拠点としての機能強化が14ページ、それから15ページに区民サービスの充実、効率的な事務執行を実現するスペースの拡充、そして17ページに施設や設備の環境性能等の機能強化、18ページで区民交流、区民参加の機能を高めるスペースの拡充ということでこうした必要性に基づきまして整備を進めていきたいと考えているところであります。

最後に19ページに事業スケジュールの記載がございます。オリンピックの年でございます2020年度に着工できるように取り組んでいくとしております。これから3

	<p>カ年ほどかけまして、設計者選定、基本設計、実施設計、施工事業者選定という手続きを経まして、2020年度に着工、概ね2期5年で工事を済ませたいということを目指して進めたいと考えております。雑駁ですがこの間の経過を説明させていただきます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今のご説明につきましてご意見・ご質問はございますか。</p>
委員	<p>現在の地下空間のボリュームは地下駐車場も含めてどれくらいあるかわかりますか。</p>
事務局	<p>第一庁舎の方が概ね1,000㎡で第二庁舎が概ね1,500㎡くらいです。</p>
委員	<p>後でも構いませんが、今回の計画ではどれくらいのボリュームになるか関心があります。排出する土の量です。</p>
事務局	<p>今回地下では12,500㎡です。</p>
委員	<p>どれくらいの土を処分しなければならないか。</p>
事務局	<p>地下2階を考えていますので、相当出ます。ボリュームだと現在の地下の状況を差し引きしないといけないので今は出ませんが。</p>
委員長	<p>はい、他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>遺跡の可能性は、ほぼないと思っていのでしょうか。</p>
事務局	<p>教育委員会発行の埋蔵文化財 遺跡地図では、包蔵地内ではありませんが、近隣で遺跡が出ているとのことなので、これから着工するにあたっては教育委員会と協議しながら進めていくこととなります。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。この地域だと何か出てくるかもしれませんが、それに対応する形で進めるしかないですね。では次の議題(3)設計者選定について、1)設計者選定プロセスについて、2)設計者選定スケジュールについて、3)プロポーザル説明書(実施要領)について、までを事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>それでは、私から、設計者選定プロセス、設計者選定スケジュール、プロポーザル説明書(実施要領)につきまして、関係いたします資料ナンバー5-1から資料7までを、一括してご説明いたします。まず、設計者選定プロセスについてでございます。【資料5-1】設計者選定プロセスに関する基本的な考え方(案)をご覧ください。今回、本庁舎等の整備に関しまして、設計者の創意工夫に期待する点、行政機能を損なうことなく居ながら工事等になる点、そして、区民にとって関心の高い事業である点より、3つの考え方をもとに設計者の選定プロセス(案)を作成しました。</p> <p>まず、一番目に「公正で透明性・公開性のある選定方式で設計者を選定する。」ことです。共同企業体での応募を検討するなど参加資格を工夫すること、区民参加を意識した開かれた選定プロセスとします。2番目に「優れた建築計画力、デザイン力、技術提案能力、業務遂行能力を有している設計者を選定する。」ことです。貴重な区民の税金を執行する事業であり、適切な設計者を選定することは区の責務であり、必要となる各種資格や実績を求めること、また、表題のとおり能力に加え、区、区民に対する説明能力、コミュニケーション能力も評価し、設計者を選定するものです。3番目に、「提案を踏まえながら、人・組織を選ぶ」プロポーザル方式とするものです。考え方の文章だけでなく、配置案やイメージ案も提案してもらうことにより、具体的な課題解決能力が評価できると考えています。次に選定プロセスですが、下の欄に主な3つのパターンを記載しました。</p>

プロポーザルは2段階選抜を想定しております。

【パターン1】としましては、まずは、一次応募で資格・実績のみで定量評価を行い、一次審査で5者程度を選定。その後、二次提案書を求め、プレゼンテーション・ヒアリングのあと、審査を行い選定するパターン。

【パターン2】は、一次応募で、資格・実績にプラスして一部の技術提案を求めた上で、提案の評価をするパターン。

【パターン3】は、一次応募時点で、資格、実績および全ての技術提案書を求めた上で評価を行うパターンです。

これまで、ご説明した基本的な考え方より、【パターン1】では、実績・資格のみでの評価となり、一次審査において、設計者の本整備に対する提案能力を評価することはできません、一方、【パターン3】は、応募者として最初から求められる全ての技術提案を行うこととなり、提案能力は評価できますが、応募者の負担は重くなります。【パターン2】は、実績・資格とともに技術提案の一部の提出を求め、それを評価することで、本整備に対する提案能力も一次審査に反映でき、

【パターン3】に比べ、応募者の負担も少なくなる方式と考えています。事務局としては、【パターン2】で示すプロセスが望ましいのではないかと考えております。

この【パターン2】のプロセスに基づき、区民への公開性を前提に区民意見聴取の有無の違いにより2案をご提案いたします。【資料5-2】をご覧ください。A案とB案を示しております。日程は、この後スケジュールで触れますが、両案とも、第1～3回の審査委員会を経てプロポーザルの公告を行い、二次審査の応募資料を受領するところまではどちらの案も同じです。左側のA案は二次審査の応募資料、いわゆる「技術提案書」を一般区民に公開するものの、公開のみで区民からの意見聴取はしない案です。右側のB案は、二次審査の応募資料を公開した上で区民アンケートを実施し意見を聴取する案でございます。区民アンケートの結果については審査委員会の参考資料としていただくことを想定しております。その後、応募者からプレゼンテーション及びヒアリングを公開で行い、その後の審査委員会で、最優秀者、次点者等優先交渉権者の選定、及び順位を決定するものでございます。

これらのプロセスの中で、まず一次審査の段階で二次審査に進んだ5者程度の技術提案書は公開することが望ましいと考えていますが、一次応募で提出された他の案も公開すべきかという点、二次提案書の実現性を検証するための質疑応答の必要性、公開プレゼンテーションの方法、またB案の場合は、区民アンケートの内容等、今後議論をいただきたいと思いますが、事務局としましてはより区民参加を意識した開かれた選定プロセスであるB案が望ましいのではないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、区民アンケートを実施している他自治体の事例を資料5-3として、まとめさせていただきました。

資料の6-1をご覧ください。B案をもとに、スケジュールとしたものが、本資料でございます。3月までの審査手法における議論をいただき、4月にプロポーザルを公告し、応募者側では、約1.5ヶ月の一次提案の作成期間をとり、一次提案書を提出頂いた後、各提案書を各委員に送付させていただきます。その後10日前後の時間をいただき、事務局にて作成しました一次提案書の比較表を送付させていただきます。6月下旬に第一次審査を行い、その後、二次提案の作成期間と

	<p>して約 1.5 ヶ月をとり、二次提案書を提出頂いた後、一次審査時と同様、各提案書、事務局作成の二次提案書の比較表を順次、各委員に送付させていただき、9 月中旬に公開プレゼンテーション及び第二次審査を行なうものでございます。引き続き、資料 6-2 をご覧ください。この間、日程につきましては、お忙しい中、調整をしていただきまして、本当にありがとうございました。今一度、日程及び各審査委員会での審議内容につきまして、ご確認いただければと思います。まず、本日でございますが、設計者選定プロセス及び設計者選定スケジュールにつきまして、議論の後、ご決定をいただければと思います。この後、説明します参加資格、提案を求めるテーマにつきましては、本日議論をいただき、次回、2 月 12 日（日）に決定をしたいと思っております。この回では、一次審査通過者数、及び審査結果公表方法につきましても議論の後、ご決定をいただければと思っております。さらに評価基準、評価方法につきましても、議論いただき、第 3 回、3 月 29 日（水）にプロポーザル説明書（実施要領）とともに、ご決定をいただければと思っております。第 4 回は、6 月 21 日（水）とし、一次審査を行い、一次審査通過者、結果公表方法をご決定いただき、9 月 18 日（月・祝）に公開プレゼンテーション・ヒアリングと二次審査にて、最優秀者・次点者等優先交渉権者の選定とともに二次結果公表方法について、ご決定いただければと思います。最終的に本プロポーザル講評を作成いただき区ホームページにて審査経過を公開させていただく予定でございますので、併せてお願いいたします。</p> <p>資料 6-2 に関連しまして、資料 10 について、ご説明させていただきます。【資料 10】評価基準策定の進め方（案）ですが、事務局からの提案を審査委員会で十分に審議していただいた上で、最終的な策定ができるよう、プロセスを組んだものでございます。基本的に、本日、決定をする事項以外のものにつきましては、審査委員会後に、気づいた点等多々あるかと思っておりますので、そのご意見を事務局にいただき、次回の審査委員会までに、資料を作成するものでございます。直近のスケジュールでございますが、この後、議論をいただきます、「参加資格」、「提案を求めるテーマ」につきまして、1 月 23 日（月）までに、ご意見等を事務局にいただきまして、その後事務局で、案を作成させていただき、2 月 8 日（水）ごろに各委員のみなさまに、案をご送付し、次回、第 2 回審査委員会で議論をさせていただくものでございます。次に、資料 7、設計者選定におけるプロポーザル説明書（実施要領）の目次でございますが、現段階で、当区のプロポーザルの書式等からまとめたものでございます。ご覧いただければと思います。なお、上の説明の文章の 4 行目でございます。今回の本庁舎等整備につきましては、透明性が求められるものであり、また、事業者に評価する側の意図を伝え、よりよい提案を引き出すためにも、評価項目・基準、配点の概要につきましては、プロポーザル公告時点で公開するものと考えております。私からの説明は以上でございます。</p>
委員長	はい、ありがとうございました。まず資料 5-1 について、選定プロセスとして 3 つのパターンが示されております。事務局からはパターン 2 が良いのではないかと説明がありましたが、ご意見をいただけますでしょうか。
委員	私も一番慎重なパターン 2 が良いと思っておりますし、設計者の側からしてもフルの技術提案を最初からは厳しいかと思っておりますのでパターン 2 が良いと思っております。
委員長	ありがとうございます。これはそれぞれの提案の準備期間がどれくらいかと深く

	関わっていて、後の資料にもありますのでイメージしていただいとことだと思ひます。
委員	私もパターン2が良いかと思ひますが、第一次審査は審査委員会が行うのか事務局で行うのか、どちらですか。
事務局	評価については審査委員会で行っていただきたいと思ひます。パターン2でいきますと実績と資格というものがあります。このあと審査委員会でお決めいただく評価基準に基づいて定量的にできるものですので、事務局でまとめまして各審査委員の皆様にお配りしご議論いただくというのがひとつ。技術提案につきましては定性的な部分になりますので各審査委員の方々に審査いただくと考へております。
委員	そのときに、ひとつの大きな問題として応募者の名前を伏せるか、伏せないかということがありますね。二次提案書はプレゼン、ヒアリングがありますから当然伏せる訳にはいかない。しかし、一次については伏せることもできるし、伏せないこともできる。それはどのようにお考へですか。
事務局	当然審査委員会で議論いただくものと思ひますが、今の段階では、一次審査のときは名前を伏せるものと思へています。A者、B者、C者のように、どこの業者かわからない形にしてと考へております。
委員	応募者の実績については区役所の意向としてかなり高度なレベルを求めているので、提案が何百も出てくるようなことはないと思へれます。その一方で共同企業体での応募も認めるということは、デザイン能力のある人と組んで提案を出していただくことを大いに歓迎するということだと思ひます。その辺の実績の評価の仕方やJVの場合の実績の評価の仕方が、単純な設計プロポーザルとは異なりますので、そこを十分にこの場で議論すべきだと思ひます。
委員	一部と言っている意味は、自由に選べる一部なのか、課題を示すのか、どうお考へですか。あるいは一部と言っているのは全体に対する三割位を意味するのか、五割位を意味するのか、その辺のニュアンスはどのようにお考へですか。
事務局	この後議論いただきたいと思っているのですが、事務局としても頭を悩ませているところですよ。資料9のところでもた説明をさせていただきたいと思ひますが、設計者の過度の負担にならず、かつ我々発注者は優秀な方をちゃんと選べる。それにはある程度の内容を求めて、A3用紙1枚程度を提案してくださいという案にしようと思へて今現在考へています。
委員	一部の中には自由度が高いといえるような内容ですか。
委員長	それにつきましてはこの後議事の(5)で議論し、各委員から意見を頂いて、その決定は次回というプロセスで進めると理解しています。
委員	私が言いたかったのは一部という表現で本当に良いのかどうかということですよ。
委員	資料5-2と関連しますが、一部の技術提案書を一次提案で応募したときに、それが公開されると、二次応募にどう影響するか。応募者は他の案を見るわけですよ。他の提案をある程度見ながら、いいところ取りで二次応募してくる可能性があるんですよ、そこはどうお考へですか。パターン2とB案の組み合わせでいくのであればですよ。
委員長	大変重要なお指摘だと思ひます。資料5-2の雲で困った部分はこれから議論するのと、一番重要なのはその公開の時期ですよ。おっしゃった通り、二次応募の前に他の案で落選したものを見ることができるとはいかがなものかと思ひます。この

	場で議論を進めたいと思います。
委員	いいところ取りで、区にとって良い庁舎ができるのであれば、区にとっては悪い話ではないですね。ゆえに当初提案された方のオリジナリティを尊重して、例えばチームを再編成するなどの手続きを取ってくれさえすれば、より良いものが出てくる分には別にネガティブなことを言っているわけではないですね。それともこのような考え方は、あまり現実的ではないですか。
委員長	いえ、議論しますが、一次応募案を公開するなら募集要項に公開することを記載しなければならないし、公開しても良い、嫌だ、他の人が参考にしても良いという項目をチェックしてもらおうというプロセスもあろうかと思えます。それは、これから議論する内容だと考えています。
委員	工期とか予算規模の条件は、この段階では伏せているのですか。
事務局	プロポーザル実施要領に入っていきますので、基本構想に沿った工期、金額の考え方が載っています。
委員長	組み直しというのは大変興味深い提案だと思いますが、一次の段階で実績審査をしますので組み直しは、ちょっと今回は無理で将来そういうこともあるかもしれないということですね。
委員	別のプロジェクトの話ですが、いくつか良い案があったときに、施主側とコンペで勝った企業が相談をして、他の案のいいところを組み入れてもらう方向で話が進んでいるケースもあります。
委員長	提案を踏まえながらもプロポーザルですから、設計の段階で、例えば落ちた人は、僕はこういうアイデアを持っていたよということを当選者に言うことは禁じてはいないので、そういうことでブラッシュアップされていくことはあると考えてよろしいかと思います。委員どうでしょうか。
委員	難しいところですが、著作権の問題と絡んできますね。著作権はあくまでも設計者に帰属しますね。それをどこかに明記した方が良いと思います。もう1点、委員のご指摘に関して言うと、日本のプロポーザルの多くは提出物にアバウトなものを求めておきながら、実際にはものすごく描き込んだ提案が出されることが多いですね。そして、結局入賞する案のほとんどがA3でもびっちり描き込んだものである場合が多い。それではプロポーザルの趣旨である参加者の負担を軽くするということがにならない。ですから、世田谷の場合は、新しいプロポーザルのモデルとして、そうはならないようにすべきだ私は思っています。JIAとしても、そういう意見が強いです。
委員長	ありがとうございます。ただ、例えば新築の美術館を作るというような場合と、今回の、業務をしながら整備していくというプロジェクト、かつ、そこに建っているものが建築作品として、その当時非常に優れたものということですので、全く負担がないような形でというのは無理かなと思います。
委員	ええ、重要なのはさじ加減だと思います。
委員長	これについても後ほどもう一回議論したいと思います。
委員	ですから落ちた案まで公開するかは大きな問題です。
委員長	そうですね、それは資料5-2の方なので、まず資料5-1の方のパターン2が良いという事務局提案についていかがでしょうか。1とか3ではないなという気がしますので、それでは資料5-1は（案）となっておりますけれども、パターン2を採用するという事で決めさせていただきます。ありがとうございます。

	<p>ではパターン2を前提として資料5-2では、A案とB案が示されております。これも既にいろいろ議論が出ましたが、雲で囲ってある部分についてはこれからいろいろ議論してプロセスも含めて、やり方も含めて、この委員会で結論を出すということになります。A案とB案の大きな違いは、青地白抜きになっているところと、赤地白抜きになっているところの、二次提案資料の公開に対する区民からの対応をどうするかということでもあります。これについて事務局はB案の方が、公開性が高いし、区民の参加のもとで決めたいということが表明できるということもあってB案ということですが、いかがでしょうか。審査に定量的に反映させることはまずないでしょうけども、その結果をどういう形で私たちが聞いて、最後個人で評価をする際、どういう形で我々が参考にするかということと、もう1つアンケートと書いてありますので、どういう項目でアンケートを聞くか、そこもすごく難しく、うまくアンケート項目を立てて聞くとすごくモデルのような形にもなるかと思いますが、そのあたりについていかがでしょうか。</p>
委員	<p>どういうアンケートにするかは今日決めるのですか。</p>
委員長	<p>いや、今日ではなくて次回決めるということです。</p>
事務局	<p>アンケートの項目についてはもう少しお時間をいただいて、今日はやるかやらないかの方向性だけです。</p>
委員	<p>私は、当然公開できるということでB案が良いと思いますし、私も他市のプロジェクトで市民アンケートでプロポーザルをやったことがありますけども、いろいろ意見を吸い上げることができたし、良かったと思います。そのアンケート自身の分析の時間を十分取って分析していただいた上で、私たちはそれを参考にジャッジするという意味でいくと良いと思います。</p>
委員長	<p>最後の十分な時間というのはかなり難しいような気がします。</p>
委員	<p>資料5-3に事務局が調べた各市のアンケートが書いてありますけども、おおまかに言うと、どの案が良いか、その理由を聞くという程度のアンケートだと思うのですが、東京都の都市計画審議会では、そもそも法で決まっていますので公聴会もやるし意見聴取もやるわけで膨大なものが出てくるわけですが、それによって委員は参考になるわけであって、こういう意見もあるんだなど、だいたい都市計画に対する反対者が大量に出してきますので、その意見とは違った決定になることもあります。それでもやはりどういう理由で反対されているかということを知った上で決定するということは、私はとても大切なことなので、この過程でアンケートは取った方が良いのではないかと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
委員	<p>基本的には、どの案が良いかという聞き方はしたくないと思っております。</p>
委員長	<p>はい、滋賀県はそういうやり方をされているようで、それを進めたことも私は存じ上げております。</p>
委員	<p>私も区民に意見をお聞きするということはよろしいと思うのですが、プロポーザルという性格と、委員がおっしゃったように出来上りの図は出ないので、区民の方に非常に分りづらい内容だと思うのです。専門家の方が中を見極めないとわかりにくい部分で、そこがちょっとプロポーザルという性格と区民アンケートというやり方と矛盾する部分があると思います。そこをある程度考慮した上で、どうしてもアンケートという集計してどの案が一番かという意味合いに区民に取られてしまう可能性もあるので、場合によっては意見聴取と言う方が、ア</p>

	ンケートという言葉は使わない方が良いのかなと思います。
委員	パブリックコメントを求めるというくらいかもしれないですね。アンケートというよりはやはりどの案が良いかというイメージなのですが。
委員長	やはり既存の区民会館、庁舎の扱いに対して意見は当然出てくるかと思っています。
委員	そのときに、区民とは誰を指すのでしょうか。
事務局	まさにそこをご議論していただければと思います。資料5-3で滋賀県を見ますと無作為抽出で県民に送られています。一方で各務原市は展示をして、そこに来た人だけに紙を配っている。当然いくつかのやり方があるかと思っていますので、そこは大きな議論かと思っています。
委員	世田谷区の事業所で仕事をしている人は含まないのですか。そのへんが難しく、区役所を「利用する」人とは誰を指すのかということです。必ずしも区民とは限らない場合に、その人たちはアンケートを出す資格がないのかということも議論した方が良いと思います。
事務局	他のところで見ると、出て行くお金は当然税金ですので、自分たちが住んでいるところの納めていただいているお金が出ていくということです。他の市区町村を見ますと、基本的にはそこに住んでいる方たちにその権利があるということになるかと思っています。
委員	そこで事業をやっている人たちは、そこに入っているのではないですか。
委員長	我々は確認申請を出しに行くときにどういうふうな形になっているかは常に気になるところです。
委員	区民の皆さんはいろんなご意見をもっておられますと思います。防災においても、まずは、現場の人に聞いた方が良いとか、市民に聞いた方がいいという人がいらっしゃると思いますが、私はそれには反対です。なぜかという、現場の人や市民の皆さんに聞くことで得られる話は、彼らが今困っていることだけだからです。今回は、何十年にもわたって皆さんに効果的に使っていただける庁舎をつくらうとしているわけです。今日、明日の問題ではなくて、もっとずっと先の問題まで見通して考えることが重要です。人間は自分の想像力を超えることには答えられないのです。例えとして適切かどうかは分かりませんが、例えば明治時代や終戦直後の時代に、一般家庭の主婦の皆さんに、台所で使う道具として何が欲しいですか？ と尋ねた時に、「電子レンジが欲しい」と答えられる人はいないのです。それは「電子レンジ」が彼らのアウト・オブ・イマジネーションだからです。専門家が技術的裏付けを持って提示して、その上で使い勝手を尋ねるのであれば、いろんな意見が出てくると思いますが、皆さんが知らない新しい問題や新しい解決策を提案する時には、やはり専門家がきちんと議論して、提示していくことが大切です。その上で区民の意見を聞くという順番で取り組まないと、私はあまり意味がないと思います。そういったケースをいろいろと見てきたものですから。
委員長	はい、ありがとうございます。区民の声を聞くというのが、「やりましたよ」ということを言うだけのためにやるのでは意味がないので、そういうのも散見されるというご意見かと思っています。少なくともこの委員会では意味のあるものにしたという事で進めて参りたいと思っております。ではA案、B案は大きくB案の方向でということでしょうか。
全委員	異議なし。

委員長	<p>ではB案の方向でいくということで進めたいと思います。次、資料6-1、6-2のスケジュールにつきましてもご説明いただきましたが、これにつきましても何かご意見・ご質問はございますか。第4回の【想定】は後ほどまた確認するというところでよろしいでしょうか。これを見ますと一番大きなところは、一次提案が1ヶ月半の期間で求める、二次提案につきましても同じく1ヶ月半というところが一番大きなところかと思えます。先ほど委員がおっしゃったアンケートの集計整理はどこまでやれるかはわかりませんが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>それでは議事3) プロポーザル実施要領につきましても今議論いただいた形で進めて参りたいと思います。つづきまして議事4) 参加資格について事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、【資料8】参加資格検討資料に関しご説明いたします。これまでご説明させていただきました設計者選定プロセスに関する基本的な考え方を踏まえ、ご検討いただくための資料を作成しました。参加資格として、7つの資質より、13の資格要件を想定しております。これまで区は、設計者との契約は単体企業と行なってきたております。単体企業での参加の場合は、これら1～13の参加資格をすべて満たすものとするものとしませんが、今回の本庁舎整備においては幅広い応募を期待することから、共同企業体での参加の必要性も議論していただくために、その参加資格について工夫をしたものでございます。</p> <p>構成員につきましてもは代表構成員とともに契約の相手方となりますので、一定の条件をつけ、また構成員となったところは、代表構成員として応募することはできないものと考えております。更に、構成員とは別にデザイン監修、ホール設計、ランドスケープ、構造設計などについて協力者(事務所)を選任する場合等につきましてもは、再委任先として参加することも可能とする条件を考えたものでございます。共同企業体として、いずれの参加者につきましてもプレゼンテーションに参加できるものとして考えております。これにより、代表構成員につきましてもは業務遂行能力等確実性を求めつつ、一方で様々な発想をお持ちの設計者等の参加もできるものと考えています。</p> <p>設計者としての基本的資質としてNo.1、2をあげており、契約締結能力があること、入札参加禁止などが無いことを共同企業体の構成員を含む参加者全てに求めるものです。次に建築士法上必要な資格をNo.3からNo.6に挙げております。No.3では一級建築士の資格を有する管理技術者の配置を代表構成員に求めています。No.4では一級建築士の資格を有する建築総合主任技術者の配置を代表構成員若しくは構成員に求めています。No.5では構造設計一級建築士を有する構造主任技術者、設備設計一級建築士の資格を有する設備主任技術者の配置を共同企業体構成員のいずれかに求めています。No.6では一級建築士事務所登録を代表構成員及び構成員に求めています。</p> <p>続いて長期プロジェクトを完遂するための財務健全性の確保のためにNo.7として東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、公共事業としての事業を確実に担保するため、これまでの区の契約の考え方より、建築設計格付順位が1位から100位以内の一級建築士事務所であることを代表構成員に求めています。</p> <p>公共施設整備プロセスの理解、庁舎建設の設計能力として必要な参加資格とし</p>

	<p>No. 8、No. 9 を挙げております。No. 8 で管理技術者に対して 8,000 m²以上の行政事務所庁舎の設計業務に主体的に携わった経験を有することを代表構成員に求めています。また、No. 9 で建築総合主任技術者に対して、8,000 m²以上の行政事務所庁舎の設計業務に主体的に携わった経験を有することを代表構成員若しくは構成員に求めています。</p> <p>今回は、多目的ホールである区民会館も整備の対象となっておりますので、多目的ホールの設計能力も必要であります。No. 10 で、主任技術者に対して、客席数 500 席以上の舞台やホールを有する集会施設の設計業務に主体的に携わった経験を有することを共同企業体構成員のいずれかに求めています。</p> <p>また本庁舎等との一体的となった広場空間の整備は、区民の憩いの場や防災面からも重要と考え広場空間の設計能力を求めています。No. 11 で、主任技術者に対して、RLA（登録ランドスケープアーキテクト）、RCCM（シビルコンサルティングマネージャーの造園）、技術士（造園部門）、一級建築士のいずれかの資格を有し、建物と一体となった広場整備、ランドスケープの計画・設計に主体的に携わった経験を有することを共同企業体構成員のいずれかに求めています。</p> <p>最後に免震構造建物の設計能力として No. 12、No. 13 をあげております。No. 12 は、民間も含め延床面積 8,000 m²以上の免震構造の新築・改築の設計業務に主体的に携わった経験を有する管理技術者又は建築総合主任技術者の配置を代表構成員若しくは構成員に求めています。No. 13 は、民間も含め延床面積 8,000 m²以上の免震構造の新築・改築の設計業務に主体的に携わった経験を有する構造主任技術者の配置を共同企業体構成員のいずれかに求めています。私からの説明は以上でございます。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。これについていろいろ議論があろうかと思いますが、私は会議の終了時間の厳守を旨としておりまして、このままいくと 10 分から 15 分くらい延びてしまう危険性がありますが、ご都合が悪い方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	15 分まででお願いします。
委員長	事務局はいかがですか。
事務局	大丈夫です。
委員長	では 15 分を絶対として進めたいと思います。ありがとうございます。今のご説明につきましてご意見をお願いします。
委員	いろんなところに「主体的」という言葉が出ていますが、これは当事者が、「私は主体的に関わった」と言えば、それで認めてもらえるんですか。何かエビデンスを求めるのですか。あるいは何らかの指標みたいなものがあるのですか。
事務局	このあと資料 9 とも関係してきますが、主体的に関わるということについて実績を求めると考えております。その実績の中で、この後評価基準とも関わってきますが 8,000 m ² と申し上げましたが、例えば 20,000 m ² なのか 10,000 m ² のところ为主体的に関わったのか、
委員	いや、そういう意味ではありません。10,000 m ² でも 20,000 m ² でもいいのですが、主体的に関わる状況とは、一人でやっているわけではないので、何人かが関わっている状況で、そのうちの一人が私が主体的にやりましたと言えば、そのまま受け入れるのでしょうか、と言う意味です。
事務局	実績のところ A さんがそれをやったという書類を出していただきます。

委員	エビデンスを求めるといことですね。
事務局	はい。
委員長	最後の12番のところのご説明とこの文章はこれで良いのですかね。公共と民間のことをおっしゃいましたね。
事務局	8番9番ではいわゆる国内の行政事務所ということで行政と入れておりますが、12番13番では行政とは一切入れておりません。
委員長	じゃあ良いのですね。
事務局	はい。
委員	質問が3つあります。ハードルの決め方についてです。7番で言うと100位以内という数字、それから8番以降で言うと8,000㎡という数字の決め方、それから実績に過去何年以内という制約を求めない。これらについてその理由についてご説明をお願いします。
事務局	まず7番でございますが、先ほど言った通り、今回ある程度基本設計が長期になると思われます。その部分の財務健全性がやはり必要になってくるかと思っております。その意味合いと、区としましても今回多額の税金を使うといったところで事業者としての財務健全性が非常に重要と考えております。これまで区として使っておりました東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付というものをを使いまして1位から100位と定めたものでございます。
委員	どうして200位じゃなくて100位なのか。そういう意味です。
事務局	今回金額だけでも相当な金額になります。これまでの区の考えとしましても、ある一定以上の金額のところでは相当財務健全性が必要ということで100位くらいまでの中で相手方の信頼度というところで契約を結んでいた。
委員	それで財務健全性が担保できるのですか。
事務局	これまでの区の経験として、できるだろうと思っております。
委員	その理由がよくわからない。
委員長	絶対的には我々には判断しようがないですけども。
委員	100位とは、だいたい年間どれくらいの仕事をしている企業なのでしょうか。その額と今回の事業規模を比較して大丈夫だということをおっしゃらないと説得力がないと思います。例えば8,000㎡という実績を見た時に、その会社が1位から100位前後なので整合性が取れているとか、こちらが腑に落ちる説明をしていただきたいと思います。
事務局	それは少し整理させていただきたいです。
委員長	事務局としてもこの数値を出すにあたっていろいろされたのだと思いますが、資料が出ていないので我々に判断を求められても無理なので、すぐに委員の方にこれに関して意見をいただくことになっていきますので、意見をいただくにあたっての資料というものをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。
事務局	補足説明できるところだけします。8,000㎡という数字は本庁舎の内容、性格から一定程度の実績は、求めたいと思っていることが前提になりますけども、他の自治体例で見ると、計画予定床面積の半分程度をひとつの要件にしている自治体があるのですけども、逆にそれですとかなりハードルが高くなってしまいますので、そのハードルを一定程度下げようという数字にはなりません。先ほどの100位の格付けでいうと確認しきれない事務所もありますけれども、今日お示しした資格要

	件をおそらく満たすであろうと思われる事務所については、20社程度は確実にあるだろうと。確認できていないところもありますので20～30程度が資格を満たすのではないかと思います。
委員	それでは、なぜ5,000㎡以上ではないことの説明は出来ますか。8,000㎡の半分くらいということですか、今の話だと。
事務局	それはできません。
委員	できませんよね。
委員長	かなり下げた数字であるということ。私も関係したもので言うと、今度やるものの半分の数を求めるというのはすごく多いですけども、そうするとかなり絞った形になるということですね。そのリスクは世田谷区が負うというご提案だと思います。
委員	客席数500以上というのも何か理由はあるのですか。
事務局	明確なものはありませんが、一定程度の音響効果等を求められるホールとなると400～500席以上になるのではないかとということで、これに関しては委員にご意見をいただきたいと思いますが、その程度になるのではないかとこのところでは。
委員	私は妥当だと思います。結構ゆるくしていただいたなという感じはありますので妥当だと思います。
委員長	300だと音響設計の高度な技術がいらなくなってしまうので500くらいということですね。
委員	他のプロポーザルでは例えばフライタワーを持っていることとか、多目的ホールの要件をいろいろと入れたこともあるのですが、500席というのは妥当じゃないかと私は思います。
委員長	はい、ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。
委員	さっき申し上げた実績から過去何年以内という制約を外した理由は何でしょうか。経験のところですか。
事務局	過去何年に絞りますと、業者が相当絞られますので、過去何年というのを外したことによって、これまでの庁舎の経験があるところは幅広く参加できるようにということで過去を外したということです。
委員長	よろしいでしょうか。
委員長	どこかと組んで出すことは可能ということですよ。それが共同企業体を受け入れるという主旨だと思いますのでそこでみんな解釈していただく。私から少し伺いたいのですが、先ほど代表構成員、構成員はあるところに属したら他のグループには属せないということですが、再委託先は良いのですか。
事務局	こちらにも議論があるかと思いますが、再委託先も通常1つと組んで更に他とも組むというのは厳しいだろうと。代表構成員、構成員はこの考え方が妥当かなと思っておりますが議論をしていただきたいところでございます。
委員長	私の経験では、非常に絞った指名コンペでも、構造設計者が2つに関与したいというのが応募者側から事前に良いですかと。かなり最近構造設計者が意欲的な設計に関与して出されることが多いので、それを気にすると提案を絞ることになる。現区民会館は、そういう意味ではかなり絞ってしまうことになると思います。それぞれの方々が守秘義務というか二つのチームに属してサポートする場合設備設計者も同じようなことがありうるのだと思います。それぞれは、それぞれの主体企業が納得していただいて受けるのであれば、私は良いのかなという気が

	しないでもないです。いかがですか。
委員	劇場の場合は、音響設計者や劇場コンサルタント会社が少ないので、結構集中すると思います。再委託先の会社は、ここと、ここと、ここと、一緒に参加しますということをご代表の会社に申告しますので、担当者も分けるという風にしますので問題ないかと思ひます。問題なのはすごく有力な構造設計事務所、音響設計事務所を構成員にしようということはいあまりして欲しくないなと思ひます。構成員にするということはい、もうそこに再委託できないわけですね。
委員長	でもそれは構造設計事務所が、私はいこれが本命と最善を尽くしたくて他の人の協力はしないという方針であれば良いのではないでしようか。
委員	いいと思ひます。ですが音響設計者はそれをやられると少し困る。数が少ないですから。
委員長	それは応募者の判断でよろしいのではないかと思ひますがいかがですか。他に何か。
委員	共同企業体の代表構成員が同じで構成員が違ふ場合、共同企業体 A、共同企業体 B という形で応募できるのでしょうか。例えば A 社という組織事務所が、その構成員として B さんや C さんと、別個の共同企業体を 2 つ組めるかということですね。
委員長	それは禁止するということですね。
事務局	代表構成員は 1 回の応募ということになります。
委員長	代表構成員と構成員に関しては、それぞれ複数には出せないということですね。ですので委員が言われたように、専門技術者の会社が構成員になろうとしたら 1 提案にしか参加できない。
委員	あともう 1 つ。こういう時必ず議論になるんですけども、建設会社の設計部の参画は可能かということですね。これを見ると参画可能で、施工も取れるなという感じがするのですがいかがでしようか。
委員	デザインビルドですか、いかがでしようか。基本は設計施工分離ですね。
委員	分離だけでも施工は取らないという前提で、です。
委員長	そういう議論ですね。それはありうるのですが、それを許すか許さないかというのは、今の段階での世田谷区のご意見はいかがですか。
事務局	設計施工は分離で行くと考えています。難しい工事であるということですね、例えば実施設計と基本設計を一体にするとか、実施設計と施工を一体にするとかという方法もあるというふうには聞いておりました、これは公告時期までに区として決断しなければならぬことですが、設計施工は分離で行くというのが方針です。
事務局	あとですね、7 番の東京電子自治体共同運営サービスの建築設計としての格付を要件にすると施工会社は入ってないです。
委員長	それは代表構成員なんだけれども、要するに代表構成員は組織事務所で、そこにサポートチームとして、建設会社の設計部が、特に免震構造については強いですからそこが入ります、ただ仕事を受けるという前提ではありません、ということをご許すか許さないかということですね。最近、本当にゼネコンの設計部が設計して、全然別のところが建てるという例は普通にありますからね。
委員	今仰っていることを断る理由は何があるんですか。正式に断るための理由です。
委員長	今の立て付けだと構成員として入ることは断れない。だけれど断りたいかもしれない

	<p>いから断るというルールにすることは可能ですよね。最近いろんな発注形式が出てきていますから、我々はそういうこともあるなと認識できますけども、区民の方からするとあれは何なのかと思われると思うので、そういう懸念をお持ちであれば、今回は、それは入れませんと明確にして公募を受けるという方法はあると思います。ちょっと今の問題も含めてそれぞれのご意見をまとめていただいて次回に決定するというにしたいと思います。そういう意味では問題点の抽出は今日しておきたいのですが、他にありますか。よろしいでしょうか。それでは続いて提案を求める課題 5. とそれから評価基準策定の進め方について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、【資料 9】提案を求めるテーマ（案）についてご説明いたします。提案を求める課題の候補についてですが、応募者に聞く基本的なことをはじめ、今回策定しました「基本構想」から、考えられる項目を記載しております。真ん中にございます、基本構想の欄に黒丸がついているものが、基本構想からの項目になります。今後、項目についても、審議頂いたいたうえで公告に向けて提示する課題として整理する予定しております。</p> <p>また、右側の欄に示す一次提案の欄は、ご説明させていただきました基本的な考え方にに基づき、一次審査にて応募者の実績に加え、応募者の負担があまり大きくならない範囲で、能力を評価する目的で一部提案を求める課題を選定しております。</p> <p>さらに右側の欄にございます、二次提案及び枚数については、課題の候補採否によって二次提案書の A3 版提出枚数を想定し、その候補を 3 案示したものになります。先ほどのスケジュールより、二次提案では、応募者に 1 ヶ月半の作成期間がございます。また、今後の庁舎・区民会館に対する技術提案、建築計画・デザインの詳細が出てくるものでございます。基本構想をどのように具現化し、どのように評価をしていくかの観点から、広く議論をいただければと思います。</p> <p>まず、一次審査での実績評価としまして【資料 8】参加資格検討資料でお示ししました参加資格より①行政事務所庁舎、議会施設②舞台やホールを有する集会施設③建物と一体となった広場④免震構造の新築・改築に関する設計業務実績、経験を評価することではどうかと考えております。</p> <p>また、本プロポーザルでの審査では、実績の評価と共に提案を求める課題の候補として 1、業務遂行能力 2、建築計画・デザイン 3、技術提案の 3 つの大項目を考えました。これまでご説明しました基本的な考え方や基本構想にあります設計者選定等から、提案を求める課題の候補の詳細について、現段階で以下のように考えております。</p> <p>1、業務遂行能力では、(1) 業務の取組み方針として、以下 5 つの小項目をあげております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①世田谷区・基本構想の理解度を表現した設計業務実施方針 ②設計業務期間中の区民への情報提供や意見聴取の手法 ③世田谷区各関係部門との円滑なコミュニケーション、信頼関係構築 ④予算内で設計を実現できるコスト管理方針・工事費積算・工程管理 ⑤基本設計～実施設計業務工程表の提案 <p>(2) 設計チームの特徴では①本業務の特性を理解した設計チームの特徴をあげております。上記についての項目は、本計画により相応しい業務遂行能力</p>

を持った設計者を選定する評価基準とする考えです。

次に2、建築計画・デザインについてです。(1) 庁舎建築計画に関わる考え方については以下7つの小項目をあげております。

- ①周辺環境との調和に配慮した敷地利用計画
- ②庁舎、議会、区民会館それぞれの機能と関係性に配慮した計画
- ③広場空間などのランドスケープに配慮した計画
- ④想定規模を確保した計画
- ⑤区民窓口、執務環境における世田谷区の今後の変化に対応する庁舎計画
- ⑥区民の利便性、区民交流に配慮した計画
- ⑦複雑で段階的な工事を見据えた現実的な施工性を確保した計画

上記については考え方等の文章だけでなく、配置案やイメージの「提案」をしていただくことにより、優れた建築計画力を評価するための課題と考えております。(2) 庁舎デザインに関わる考え方 については

- ①世田谷区本庁舎等にふさわしいデザイン
- ②区民に親しまれる空間構成、現庁舎の空間特質の継承

①②についてはそれぞれについて応募者の考え方をイメージの絵として提案いただき、空間構成、空間特質を踏まえたデザイン能力を評価する考えです。

最後に3、技術提案についてです。(1) 本整備に関わる技術的な考え方 では基本構想に記載のある

- ①高い耐震性の確保、災害対策本部機能に関する提案
- ②行政機能の継続性確保に関する提案
- ③区民の一時集合所に配慮した提案
- ④環境負荷を抑え、長寿命・持続可能な庁舎に関わる提案
- ⑤イニシャルコスト、ライフサイクルコスト低減に関わる提案の5つの小項目を揚げ、技術的な裏付を持って提案いただいているかとの課題として捉え、技術提案能力の評価基準と考えています。(2) 全体工程及び建替え計画に関わる考え方では段階的な工事手順や工事期間中の考え方に特化した5つの小項目を挙げさせていただきます。

これらの項目の中から、第一次提案に関しては、一部の技術提案としまして、庁舎等整備における基本的な考え方について、評価をする考え方より、1、業務遂行能力の(1) 業務の取組み方針から①の世田谷区・基本構想の理解度を表現した設計業務実施方針及び(2) 設計チームの特徴① 本業務の特性を理解した設計チームの特徴の提案を求めるとしてしております。

さらに、2、建築計画・デザインの(1) 庁舎建築計画に関わる考え方の①周辺環境との調和に配慮した敷地利用計画②庁舎、議会、区民会館それぞれの機能と関係性に配慮した計画をまとめて配置イメージ図を求め、及び(2) 庁舎デザインに関わる考え方の①世田谷区本庁舎等にふさわしいデザイン②区民に親しまれる空間構成、現庁舎の空間特質の継承をまとめて庁舎デザインの考え方を外観イメージ図により求めてはどうかと考えております。

3、技術提案(1) 本整備に関わる技術的な考え方の①～⑤の項目をまとめて本整備に関わる技術的な考え方として、提案者がアピールしたい項目(複数可)の記載を求めているかがかと考えております。一次提案のボリュームとしては、提案者の実績を除き、A3で1枚を想定しております。

	<p>続きまして、【資料 10】評価基準策定の進め方（案）ですが、先ほどご説明をさせていただきますので割愛させていただきます。</p> <p>私からの説明は、以上となります。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。これに関してもたくさんご意見があるかと思えますけども、まず質問をお願いします。確認ですけど下の方の注記のところ了一次提案の成果品は A3 版 1 枚程度を想定とすると書かれていますけど、これは一番上の実績のところは全然別に A4 もしくはそのエビデンスを加えたものの書式を整備されて、下の大きな四角について A3 1 枚程度と事務局としては想定されているわけですね。</p>
事務局	はい。
委員	<p>ということは、業務遂行能力の一次提案で (1) ①と (2) ①は、枚数制限はなくて、あと簡易と書いてあるのは A3 版 1 枚だけとそういう意味ですよ。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。下の書き方が不十分でした。1 番 2 番 3 番を全て含めまして A3 版 1 枚というふうに考えております。</p>
委員	<p>そういう意味ですか。つまり 1 番とは業務遂行能力ですか。</p>
事務局	<p>はい。業務遂行能力も含めまして A3 版 1 枚ということでございます。</p>
委員	<p>ということは、簡易という表現がどうなのか、要点とかポイントということだと思いますけど、つまり基本構想でやや宿題になっている点が多く、一般的に庁舎としてどうなのかというのがあるのですが、それ以外に今回、基本構想で決めておくべきなのですが、決まっているのですが、やや表現的に宿題になっているのが 2 つあると思います。ひとつは空間特質の継承。これは宿題ですとそもそも基本構想も言っているわけですが、それはやはり一次審査の場合に相当ひとつのポイントになると思うのです。</p> <p>それからもうひとつは、基本構想でも最初に庁舎と議会と区民会館と広場の機能の関係を言っていますけれど、その中で更に具体的に言うと、結局面積のところ基本構想で決めたときに執務スペースだけ大幅に削っているわけですね。いわゆる国基準、他の自治体、あるいは 23 区の実体に比べて相当職員の執務スペースが少なくなっているわけです。基本構想で決めたのでこれをいじるということは、私はないと思いますけども削っているわけです。そうすると、問題はその執務スペースは削ったけれども区役所の使い勝手は良いという設計にならないといけない。それが今日決めた 1 ページ目の 1 番の具体的な解決策が提案に含まれているかどうかということに反映されてくるので、そのへんの大きく今回の世田谷区の基本構想で言うと、空間特質の継承と相互の関係性に配慮した計画かどうかというのは、一次審査でもポイントになるかと思うので、これ全部まとめて A3 版 1 枚というのは、もしかしたら要点筆記だからこれでいいのかもしれないけど、ちょっと考えた方が良くないかなと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。この資料だと (1) の業務の取組み方針のところには簡易と書かれていないから、ここはたくさん書けというふうに見えるので (簡易) は全部取ってしまってよろしいと思います。また、お気づきかどうか、2 の計画デザインの①～⑦の下に線があります。これは、この下は問わないということですが、今、委員が言われたことからすると、想定規模を確保した計画のあたりも、やはり少し問うた方が良くないかもしれないので、最後の複雑で段階的な工事を見据えたあたりはいらんかもしれないのですけども、上から⑥までは全</p>

	部ひとつにして〇の方が良いかもしれないという気が、私は今、委員の話を聞いて思いました。上の方は逆に言うと、業務遂行能力の②～⑤までは今回問いませんし、①のところだけ〇、こういうふうにお読みいただくのかなと思います。決定は次回ですけれども、今の段階では、今のようなご意見をいただいて、委員でお持ち帰りいただいてから詳細に検討いただくのだと思います。一番大きなところはA3版1枚で良いのかどうか、これだけのことを盛り込めるのかどうか。もちろん30くらいのチームが応募してきたときに選ばれるのは1チームですから、美術館などだどこでトライしたことが次にも応募できるということがありえるので。設計事務所は非常に多忙ですが、そういうこともあるから努力してください。と言えるのですけれども今回はですね。他に活用できない提案がほぼ、になるので、あまり負担をかけるというのは、他の美術館提案などと比べてさらに考慮しなければならないと思います。委員いかがでしょう。A3版2枚と言われたら。
委員	基本的にはA2の方が良いと思いますね。
委員長	これはA2だとすごく多いですよ。
委員	ただ、実際には資料を拡大・縮小すれば良いので、A2の方が表現上の自由度があると思います。しかし、二次提案に5枚までというのはちょっと多い。せいぜい1枚か2枚の中でまとめてもらえるのが良いと思います。
委員長	僕は逆に、第二次提案は、A2版2枚とか、A2でよろしいのかなと。ホールなどに掲示するときもA3よりA2がぼんとある方が第二に関してはいいかなと思うのですが、第一次審査でA2を求めるのは負担が大きいのではないですか。
委員	大きいですか。
委員長	私は事務所を経営してないからわかりませんが。
委員	A3もA2も同じだと思いますけどね。
委員長	最近はほとんど縮小ですからね。
委員	縮小しますからね、A3で出せと言われれば。
委員長	ただポイントはどれ以上にするとかしないと、本当に審査できないことになってしまうかもしれません。
委員	私はちょっと違う意見でして、やはりA3で良いと思いますし、文字の大きさの制限もつけたら良いと思いますけれども、この1の業務遂行能力というのは、私はこれA4版1枚別に出してもらった方が審査しやすいかと思います。基本的には絵なんかは入れないできちんとテキストで表現をしてくださいとしたい。
委員長	設計チームの特徴もですね。
委員	そうです。設計チームも含めてA4版1枚で読みやすいようにしてほしい。案については2番と3番でA3版1枚とする、折衷案みたいですが。
委員長	良いご提案が出たかと思います。1についてはA4で、だからこそ事務局としてはもともと（簡易）がついてなかったんだという気持ちも踏まえて、1はA4版で、1枚になるか2枚になるかはわかりませんがご検討いただくとして、2と3についてはA3版1枚。
委員	それぞれ1枚ですか。
委員長	いや、あわせて1枚。圧倒的に2の方が多いい提案が出てくるとは思いますけれども。というあたりの方向性で今日はよろしいかと思います。

委員	ひとつだけご提案したいのですが、ぜひ概念模型というか、ボリューム模型を出していただきたい。それは一次ではなく二次の時点かもしれませんが。事務局には周辺模型を作っていただいておりますので、そこにはめ込むことにしたらどうでしょう。ヨーロッパではよくやることです。それをやっていただくと非常にわかりやすい。
委員長	ドイツなどでよくやられていますね。
委員	だいたい 500 分の 1 だと思います。
委員長	公開審査になると思いますので、その段階で、第二次審査でそれを求めるかどうかを次回議論したいと思います。一次に関しては自分で模型作ってそれを写真に撮って入れるか入れないか、B I M みたいなものでやるのか、それは全く応募者の自由ということによろしいですか。
委員	はい。
委員	ひとついいですか、言葉の使い方で。2 の①で敷地利用計画、それから 3 の技術提案で敷地配置計画という言葉が使われていますが、言いたいことはわかるのですが、これも敷地計画で良いのではないですか、両方とも。
委員長	どうでしょう、敷地利用計画と敷地配置計画。
委員	たぶん利用計画のことを言っているのだと思うのです。両方とも敷地計画で良いのではないかな。
委員長	どうでしょう、敷地計画だと少し抽象的になりませんか。
委員	サイトプランニングだと敷地計画と言っていますが、わざわざ利用とか配置とか、書かなくてもいいのではないのでしょうか。
委員長	たぶんこの利用計画というのはブロックプラン的なものですよね。
事務局	ゾーニングというイメージです。
委員長	ゾーニングというイメージを事務局はお持ちだと思います。確かにひとつの文章の中で似て違う言葉があるのは適切ではないですし、他の事例も参考にそれから個々の委員の方のご意見も十分伺って、次回提案という形でまとめていただきたいと思います。委員、よろしくお願ひします。言葉の使い方についてここがおかしいというのを事務局に伝えてください。
委員	敷地計画という概念で良いと思いますけど、そのままわざわざ言わなくてもいいのではないかな。
委員	この段階では現庁舎を建替えるのか、使うのかが非常に曖昧な表現で出てくる可能性もありそうですね。それともそれを明記させるような形にした方がよろしいのでしょうか。曖昧に受け取れる提案が出てきそうな気がするのですが。
委員長	それは我々がジャッジするより仕方がないという気がします。
委員	基本的にその、2 番の (2) の世田谷区本庁舎等にふさわしいデザインと空間特質の継承の 2 項目を含んで簡易を取るわけですから、ひとつ出てくる。ここでおっしゃるようなのが明解な提案として出てきているかどうか、とういうのも一次審査の審査対象になると思うのですよね。
委員長	継承という言葉が入っているということはすごく重たいことで、これは基本構想にそういうことが書かれているわけですから、そこをどういう形で募集をかけるかというのは相当建築界でも興味を持って身構えていらっしゃる。
委員	委員のおっしゃることがひとつ審査のポイントになると思います。

委員	そこが判断できるような材料を明確に出していただければ良いんですけど、少し話を聞いてみないとわからないような、どちらとも受け取って良いですよというような提案も出てくる可能性があると思います。要項にそういうことを明記してくださいとは書けないですね。
委員長	プロポーザルが物を選ぶのか人を選ぶのかという話で、今回は踏まえて組織、人を選ぶという形を取ったわけですけども、ある意味で柔軟性を持っている人かどうか重要な判断をする委員の方もいらっしゃるかもしれないし、ちゃんと意思を貫く性格を持っていらっしゃるかどうかということで判断する委員の方もいらっしゃるかもしれないし、これは7人の委員がそれぞれの判断をしていただくというプロセスしかないと思います。
委員	今日決めた資料5-1の3番というのは表に出るのでしょうか。資料5-1の3番は配置案やイメージ案も提案してもらうことにより具体的な課題解決能力を評価すると書いているので、機能関係だとか空間継承が問われるというのはこれが表に出ていけば自ずから、そう考えていただけると思うんですけど。
委員長	今日決定として(案)を取りました資料5-1というのは、この委員会の資料として委員会に出された資料ということになりますけども、公表されるのはいつですか。
委員	ずっと先になるのですか。
事務局	この後議論いただければと思いますが、先ほどお話しさせていただきました通り本日の資料で公開できるものについては公開していくというのが基本原則です。
委員	これを公開すれば、委員が言ったのは理解していただけると思います。
事務局	まだ議論の途中ということで他のことも絡んできますので、例えば第二回の後には確実だろうとは思いますが、そのあたりも議論いただいてどちらにしても第二回には遅くとも公開はしていくということになっています。
委員	いずれにしても委員がおっしゃったことがはっきりするような形で募集した方が良いと思います。
委員長	はい、よろしいでしょうか。そういうのも関心が高いプロジェクトでありますし、なるべく情報もたくさん公開していくという方向です。他にいかがでしょうか、よろしいでしょうか。 それでは今日の議事は以上となります。設計者選定スケジュールについては今日ここで決めたということにさせていただきます。それから参加資格と提案を求めるテーマについては、次回に決定をさせていただくということで、それまでにご意見をお寄せいただくというプロセスにさせていただきたいと思います。
委員	すみません、ひとつだけ確認させてください。一級建築士事務所登録ですけども先ほどの東京電子自治体共同運営サービスの話と関連するのですが、東京都内あるいは世田谷区内の登録に限るのですか。
事務局	東京電子自治体は東京都全体になります。その中で世田谷区において入札等に参加しますと表明しているもの。世田谷区で入札に参加していきますという、その意思表示がある業者となります。
事務局	区外に事務所を置いていらっしゃる方で、登録されている方は全国にいらっしゃいます。
委員	対象は全国ですか。
事務局	そうです。

委員長	よろしいでしょうか。それではこれで10分超過してしまいまして申し訳ございません。事務局にお返しします。
事務局	それでは四点ほど確認と、事務局より三点ほど事務連絡をさせていただきます。まず公開する資料でございますが、資料1から3は本委員会の運営における資料となりますので、こちらをまず公開させていただきます。それから資料4につきましては本庁舎のこれまでの取り組みをご説明させていただきましたので、この四点につきまして議事要旨が出来次第一緒に公開ということを考えておりますがよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
事務局	<p>ありがとうございます。あともう一点、本日の委員会を踏まえまして2月8日、当区の特別委員会というものがございます。そちらにおきまして本日決定いただきました部分の事項につきまして報告させていただこうと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>また三点事務連絡でございます。まず一点目、本日議論をいただきました参加資格及び提案を求めるテーマにつきまして、本日の限りあるお時間の中での議論となりましたが、さらにご意見等がございましたら、大変短い期間で恐縮ですが、1月23日までに事務局まで、メールにてお送りいただければと思います。後ほど、私のほうからどちらにお送りさせていただければよろしいか確認のメールをさせていただきます。</p> <p>二点目は次回の日程の確認です。2月12日（日）午後2時30分から4時30分まで、場所は本日と変わります、区役所第一庁舎5階の庁議室となります。こちらから開催通知をお送り致しますので日時をご確認ください。また第4回の委員会日程でございますが、6月21日（水）9：30～12：30の日程で確定させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
全委員	異議なし。
事務局	それから最後になりますが本日の会議録、会議録の要旨につきましては、作成次第委員の皆様にお送りしますのでご確認よろしくお願い致します。以上です。
委員長	それでは本日の委員会これで閉じたいと思います。ありがとうございました。